

現行「生物多様性国家戦略」（平成 7 年 10 月策定）の概要

第1部 生物多様性の現状

第1節 自然環境の特性

- ・日本は地形、気候とも変化に富み、生物多様性の高さを保持。
- ・過去の気候変動等に伴い大陸との連続と分断を繰り返してきたことも、生物多様性の高さの要因。

第2節 生態系の多様性の現状

- ・日本の植生は、本来大部分が森林（南から北に常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、常緑針葉樹林）。
- ・人間の様々な営みによる代償植生（二次林や二次草原等）の一部は、結果的に高い生物多様性。
- ・全国的に植生変化をみると、自然度の低下や緑の減少が進行。
- ・地域（北海道から沖縄までの9地域）別にみると、地域の特性に応じた様々な生態系が成立。
- ・生態系のタイプ（島嶼、森林、草原、湿原、河川湖沼、自然海岸、藻場、サンゴ礁、干潟）毎に特有の生物相を保有。

第3節 種及び種内の多様性の現状

- ・日本の動植物相は狭い国土面積の割には豊富。固有種の比率が高い。
- ・近年、湿原等の特定の生態系の減少、種の減少・絶滅等、種の多様性を脅かす事態が進行。
（絶滅のおそれのある種は計1,048種：分類群毎の種数一覧表を添付）
- ・近年、個体の人為的な移動による遺伝子の攪乱、種内交雑等により遺伝的多様性低下が進行。

第4節 世界の生物多様性の現状

- ・地球上の動植物相は、地域の環境特性に応じ、さまざまに進化、分化しつつ成立。
- ・全世界の既知の総種数は約140万種、未知の種を合わせると300万種から3,000万種に及ぶと推測。
- ・今日の種の絶滅の原因は、種の移入、生息地の破壊、狩猟等と認識。

第2部 生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針

第1節 基本的考え方

1 生物多様性の定義と価値

- 生物多様性とは、「生物が遺伝子レベル、種レベル、及び生物の相互関係の複合体としての生態系レベルで変異性を保ちながら存在していること」
- 生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素。遺伝、科学、社会、経済、教育、文化、芸術、レクリエーション等様々な価値を保有。

2 生物多様性の保全・利用の重要性及び必要性

- ・各種開発行為による生息地の減少や劣化、生態系の攪乱等により生物多様性の喪失や減少が進行。
- ・生物多様性を保全し持続可能な利用を図ることは、将来世代の可能性を守るために極めて重要。
- ・世界の生物多様性保全のためには、各国がそれぞれ自国の生物多様性の保全に努めることが重要。

3 生物多様性の保全・利用に際しての考慮事項

○地域の自然特性に応じた保全

- ・自然性の高い地域では、人為の排除や適切な人為の働きかけによる生物多様性の保全が必要。
- ・二次的自然地域では、人為による働きかけが維持継続されるよう十分配慮。
- ・自然を大きく改変している地域では、生態系の再生・修復及び公園緑地等の整備が必要。

○科学的知見・情報の充実

- ・動植物の分布状況、生物間の多様な相互関係、生物多様性の維持機構等について、調査研究及び情報収集を推進。

○その他考慮事項

- ・生物多様性の持続可能な利用に際しては、科学的知見の充実、予防的対応、バイオテクノロジー等の新技術の活用を考慮。
- ・施策の検討及び実施に際しては、地域特性、総合的計画的な取組、各主体の積極的自発的な関与、国際的な視点を考慮。

第2節 長期的な目標

1 長期的な目標（生物多様性の保全・利用のために、21世紀半ばまでに達成すべき長期的目標）

- ①日本全体及び代表的な生物地理区分ごとに、また都道府県及び市町村のレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られていること。
- ②生物の世代交代や多様な相互関係が保全されるように、まとまりのある比較的大面積の地域が保護地域等として適切に管理され、相互に有機的な連携が図られていること。

2 当面の政策目標（長期的目標の達成に向けた当面の政策目標）

- ①日本に生息・生育する動植物に絶滅のおそれが生じないこと。
- ②生物多様性の保全上重要な地域が適切に保全されていること。
- ③生物多様性の構成要素の利用が持続可能な方法で行われていること。

- ・目標達成のため、特に次の事項を推進。

動植物の分布・生息状況等の調査モニタリングの充実、関連情報の収集整備体制の強化、生物多様性の評価及び維持機構解明、生物多様性に対する悪影響緩和方策等の技術開発、絶滅のおそれを回避・低減するための保護対策の充実、保護地域の拡充及び適正管理、教育・普及啓発の促進等

第3部 施策の展開

第1章 生息域内保全

第1節 保護地域の設置及び管理

- ・生物多様性保全の基本は、生物を自然の生息・生育地において保全する生息域内保全。
- ・各種法律等に基づく保護地域（下記）を生物多様性保全の観点から適切に設置・管理。

◇自然環境保全地域等（自然環境保全法）

◇自然公園（自然公園法：国土面積の14.1%） ＊自然公園では、今後、野生動植物や生態系に関する調査モニタリング、自然とふれあうための情報整備、自然景観の保全修復、過剰利用による植生破壊の防止等が必要。

◇生息地等保護区（種の保存法） ◇鳥獣保護区（鳥獣保護法）

◇天然記念物（文化財保護法） ◇保護林等（国有林野経営規定等）

◇保護水面（水産資源保護法） ◇世界遺産、ラムサール条約登録湿地、生物圏保護地域

第2節 生態系及び自然生息地の保護

- ・保護地域制度の対象とならない生態系に対しても、適切な保全方策が必要。
- ・特に、森林、湿地、河川、沿岸海域における生態系の保全を推進。

第3節 野生動植物の保護管理

- ・野生動植物は、生態系の基本的構成要素であり、絶滅のおそれのある種だけでなく、普通種も含めた多様な動植物相を全体として保全。

（種の保存法による捕獲・譲渡規制、保護増殖事業、レッドデータブック、鳥獣の保護管理等）

第4節 保護地域周辺の開発の適正化

- ・保護地域の周辺地域の開発を適切に誘導することが必要。

第5節 移入種による影響対策

- ・移入種については、在来種との交雑による遺伝的汚染、他の種の捕食や生息地の占奪等による生態系の攪乱のおそれがあり、移入の防止、移入種の駆除等の対応が必要。

第6節 二次的自然環境の保全

- ・二次林、二次草原、農耕地（水田、谷津田等）等の二次的自然環境は、管理の人手不足、土地利用転換等により減少。
- ・里山の雑木林、谷津田や水辺地等のうち重要なものについては、引き続き税制措置の活用や公的関与等により、民間保全活動とも連携しつつ、適切な維持・形成を推進。

第7節 都市地域における生物多様性の保全

- ・自然が減少している都市地域において、生物の生息・生育にとって十分な面的な広がり確保。（緑地保全、生物の生息生育空間（ビオトープ）の創出、緑地の有機的連携、自然的環境の創出等）

第8節 遺伝子操作生物の安全性確保（バイオセイフティ）

- ・遺伝子操作生物の安全性確保について、関係各省庁が実験段階及び産業利用段階の指針整備済。
- ・環境中に遺伝子操作生物を意図的に放出する場合の環境影響評価手法等について引き続き検討。

第2章 生息域外保全

- ・野生下での維持が困難な絶滅のおそれのある種について、生息域外での飼育繁殖、繁殖個体の再導入による野生個体群の回復を推進。
- ・動物園、水族館、植物園、試験研究機関、研究者等の関係者間の連携・協力を推進。
- ・ジーンバンク等、遺伝資源保存施設における生息域外保全を推進。

第3章 生物多様性の構成要素の持続可能な利用

第1節 林業

- ・生態系を重視した林業により、森林が果たしている多様な機能を維持し、持続可能な利用を推進。
（森林の状況に応じた適切な保育・伐採の実施、保安林、治山事業、国有林整備、山村振興等）

第2節 農業

- ・適切な農業の活動を通じて環境保全能力の維持を図るとともに、自然環境の量的確保を推進。
（環境保全型農業、農業農村整備事業、農村景観整備、遺伝資源の適正な利用等）

第3節 漁業

- ・水産資源を漁業により適切かつ有効に利用し、持続的にその恩恵を確保。
（国際的な海洋生物資源の保全利用、養殖漁業、内水面漁業、漁場環境の保全、漁港漁村の整備等）

第4節 野外レクリエーション及び観光

- ・適正で持続可能な野外レクリエーション及び観光を推進。
（エコツーリズム、自然とのふれあいのための基盤整備、野外レクリエーション機会の確保）

第5節 バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用

- ・バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用に際しては、野生下に悪影響を及ぼさないよう配慮。
（環境浄化技術、医薬品・農林水産業・醸造・発酵分野への応用等）

第4章 生物多様性の構成要素等の特定及び監視（調査・モニタリング）

- ・自然環境保全基礎調査により、植生図や動植物分布図等の整備を推進。遺伝子レベルの調査も必要。
- ・生物多様性に影響を及ぼすおそれのある活動（面的開発等）の特定調査が必要。

第5章 共通的基盤的施策の推進

第1節 奨励措置

- ・経済的奨励措置（課徴金、補助金、助成金、税制上の措置等）と社会的奨励措置（顕彰制度、各種全国運動の展開等）を推進。

第2節 調査研究の促進

- ・生物多様性に関する情報の的確な把握と、研究の充実を推進。
（生物多様性の評価手法等の調査研究、人材の育成、専門家のネットワーク化、国際的な研究協力や情報ネットワークへの参加等）

第3節 教育及び普及啓発

- ・学校教育等や普及啓発活動の中で、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性等を取り上げ。

第4節 影響評価及び悪影響の最小化

- ・各種事業の実施に際しては、事前に十分に調査・検討を行い、悪影響を回避・最小化。事業の着手後や終了後においても、生物多様性に与える影響をモニタリング。
（エコロード、多自然型川づくり、エコポート等）

第6章 国際協力の推進

- ・開発途上地域や国際的に高い価値が認められている環境の保全への協力を推進するとともに、調査研究、監視・観測等における国際的な連携を確保。
（情報交換、技術上及び科学上の協力・共同研究、開発途上国への協力、関係条約等）

第4部 戦略の効果的実施

第1節 実施体制と各主体の連携

- ・生物多様性国家戦略は、国が中心となり、地方公共団体、事業者、国民が協力して実施。
- ・国は、各主体と連携して施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、各主体が行う活動を支援。

第2節 各種計画との連携

- ・国家戦略は、環境の保全に関しては環境基本計画の基本的な方向に沿って実施。
- ・生物多様性に影響を及ぼすおそれのある国の計画は、国家戦略の基本的な方向に沿って実施。

第3節 戦略の進捗状況の点検及び戦略の見直し

- ・関係省庁連絡会議は、毎年、国家戦略の実施状況を点検・公表。
- ・5年後程度を目途とし、国民各界各層の意見を十分に聴取した上で、国家戦略を見直し。